

平成23年度事業計画

I 基本方針

最近の経済は、国内の自動車、家電の購買支援策や外需等により景気が徐々に持ち直しに向けた動きがみられ足踏み状態を脱しつつあります。

このような中、新車販売台数は、一昨年4月からのエコカー減税や同年6月からのエコカー補助金交付の支援策で6年ぶりに前年を上回ったものの、昨年9月のエコカー補助金交付の終了以降は減少傾向が続き、併せて少子高齢化等の影響で一段と落ち込むことが懸念されるところであります。

そこで、本年度における当連合協会の最重点施策は、本年秋頃に一般社団法人への移行認可申請を行い、本年度中に認可を受け新しく設立される一般社団法人へ移行しますが、これまでの公益活動をより充実させ継続事業とするとともに、共益的の事業並びに収益事業も併せて継承していくことといたします。

そのため、本年度も関係省庁の御指導の下、関係団体との連携を一層密にして着実かつ健全な業務運営の確保を図るとともに、特に不特定多数の自動車ユーザーへのサービスを含む、新たな公益事業の検討・展開による一般社団法人としての社会的使命に貢献すべく次の事業を実施いたします。

II 基本方針に基づく事業計画

1 公益事業の推進

(1) 自家用自動車の安全等に関する広報事業

① 連合協会が行う広報事業

自動車に関わる安全、環境、地球温暖化対策、交通の円滑、自動車税、並びに、各種申請手続き等（以下「安全等」という。）の情報及び知識（以下「情報等」という。）を不特定多数の自動車ユーザーに周知・啓発（以下「広報」という。）することにより、自家用自動車ユーザーの安全等の向上及び改善並びに各種手続きの適正化を図る広報事業を推進します。

② 広報活動の内容

広報活動は、自動車安全に関し、国、自治体、関係機関・団体及び関係する協議会等から広報依頼を受けて行うものと、当連合協会が定款に基づき独自に作成した広報資料により行うものがありますが、その内容は、

- ・自動車安全等に関する法令の改正内容
- ・自動車安全等に関し、国、自治体等が推進する施策
- ・自動車の安全等に関するその他の情報等

となっています。

何れも、自動車ユーザーに知っていただく必要な情報等であり、自動車を取り巻く多くの市民の安全等に関わるものであるとの視点で、広報内容の充実を努めます。

③ 広報活動の方法

広報対象は、不特定かつ膨大な数の自動車ユーザーとなりますが、地区協会（組合）と連携し、双方の組織力と活動の特徴を生かし、広報内容に応じた効果的な広報手段により推進し、従来から当連合協会と地区協会（組合）が行っている、

- ・ 掲示板、広報紙、ホームページなどの広報媒体を活用した広報
- ・ 窓口業務、研修会、講習会、会議等での広報
- ・ 地区協会（組合）会員の企業、事業所、個人を通じての広報
- ・ 関係機関等が策定した主要行事や各地区で行われるイベントに参画した広報などの広報手段を継続するとともに、より多くの自動車ユーザーの利益につながる広報活動に努めます。

④ 連合協会の自主制作広報資料

- ・ 全国交通安全運動用啓発品
- ・ 交通安全標語入りカレンダー
- ・ 自動車ユーザーのしおり
- ・ 自家用自動車案内
- ・ 「自家用車新聞」の監修、普及
- ・ 車の手続き案内
- ・ 希望ナンバー制度の普及啓発

⑤ 広報制度の活性化

広報対象は、不特定かつ膨大な数の自動車ユーザーであることから、年間を通じて様々な広報手段で多くの広報活動を行っています。

とりわけ、地区協会（組合）は、その地域に根ざした活動を行い、長年の実績やノウハウにより多彩で効果的な広報活動を行っていますので、その役割は極めて大きいものといえます。

地区協会（組合）職員、及び、会員の減少等の現状を踏まえ、今まで培った広報活動を活性化させるため、地区協会（組合）が負担している費用の一部を助成します。

- ・ 広報啓発事務協力金
- ・ 交通事故防止等特別助成

⑥ 関係行政機関・団体の行う広報活動への協力

国土交通省、警察、大阪府・市、関係団体等からの広報依頼を受け、ポスター、リーフレット、白書、交通事故データ、各種啓発資料などを地区協会（組合）と連携し、双方の広報媒体と広報手段を活用して広報に協力します。

- ・ 「安全運転管理」等、月刊紙発行の支援

⑦ 国や自治体等の行う施策に参画する主な広報

- ・ 全国交通安全運動（春、秋）
- ・ 交通事故死ゼロを目指す日
- ・ 不正改造車を排除する運動
- ・ 自動車点検整備推進運動

- ・年末年始の輸送等に関する安全総点検
- ・交通マナーを高めよう！府民運動大綱の周知
- ・踏切事故防止キャンペーン
- ・自転車マナーアップ強化月間
- ・ノーマイカーデー
- ・おおさか交通安全ファミリーフェスティバル 等

(2) 自動車の安全確保に関する事業

① 自動車運転適性診断の充実

交通事故防止対策の一助として、自家用自動車を運転する者の運転適性(くせ)に科学的な分析を行い、その結果を認識し日々の安全運転・事故防止に心がける目的で幅広く一般ユーザーの受診を推奨します。

② 自動車交通事故防止の取組み

交通事故防止に関する新たな事業として、研修施設を活用した安全運転の基本と応用を習得する実技中心の体験型の研修を実施します。

(3) 自動車登録番号標封印の適正化に関する事業

自動車に取り付けられた自動車登録番号標に封印を取り付けることにより、当該自動車が真正な自動車登録番号を表示していることを確保している。封印取付の事業所は、大阪運輸支局、同なにわ・和泉自動車検査登録事務所に近接した場所に、また、遠隔地の自動車ユーザーの利便向上を図るため、府下数か所に封印取付場所の「分室」を設置して、一般ユーザーの利便を図っていきます。

(4) 自動車税等の滞納防止に関する事業

自動車税や自動車取得税の申告確認調査を実施することにより、これら大阪府税の滞納防止に協力し公平性に努めます。

(5) 自家用自動車の整備管理業務に関する事業

- ・自家用自動車整備管理業務に関する研修
- ・自家用自動車整備管理者選任事業所への指導

(6) 自家用自動車の環境保全に関する事業

環境にやさしい自動車の利用のあり方に関して、その理解と協力を得る目的で安全等の説明会及び講習会を新たな事業として検討します。

2 共益的事業の推進

(1) 地区協会(組合)の組織強化対策

- ・自家用自動車保有者の地区協会(組合)活動への参画推進
- ・登録業務研修会の開催

- ・公益活動への協力に対する助成措置
- ・地区協会（組合）に係わる情報の提供
- ・研修視察の実施

(2) 地区協会（組合）加入会員に対する利便供与

- ・交通事故見舞金制度の充実
- ・顧問弁護士による交通事故相談の無料斡旋
- ・自家用自動車を多数保有する会員に対する登録申請手続き簡素化制度の充実
- ・自動車の検査・登録等申請手続きの指導及び代行業務の充実

3 収益事業の推進

(1) 自動車登録番号標交付代行及び車両番号標頒布事業

- ・適正な交付等体制の充実
- ・窓口サービスの向上
- ・職員の教育指導の徹底
- ・業務の効率化の推進

(2) その他事業

- ・有料道路回数通行券の販売
- ・字光式照明器具の販売

以 上